



島根県報

令和7年5月23日（金）

号外 第 5 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（5件）	（道 路 維 持 課）	2
道路の供用開始（4件）	（ ” ）	7

告 示

島根県告示第320号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
一般国道	431号	松江市西浜佐陀町字釜代1399番56地先から同市下東川津町字奥731番1地先まで	前	メートル A 6.50～ 76.46	メートル 11,210.00	松江県土整備 事務所	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 迂回路の設定
				B 9.00～ 231.33	10,730.00		
			後	A 6.50～ 76.46	11,210.00		
				B 9.00～ 231.33	10,730.00		
		松江市下東川津町字前田753番1地先から同町字奥1346番2地先まで	C	7.21～ 45.56	314.50		
〃	〃	松江市大野町西濱249番7地先から同町森238番3地先まで	前	A 10.85～ 20.50	128.37		左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 迂回路の撤去
				B 10.00～ 25.25	133.98		
			後	A 10.85～ 20.50	128.37		

島根県告示第321号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	温泉津川本線	大田市温泉津町井田イ 349番1地先から同イ 931番1地先まで	前	メートル 11.00～ 37.00	メートル 100.00	県央県土整備 事務所大田事 業所	災害防除工事 拡幅
			後	13.00～ 45.00	100.00		

島根県告示第322号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	温泉津川本 線	大田市温泉津町福光イ 898番 8 地先から同イ62 番 1 地先まで	前	メートル 7.42～ 10.80	メートル 126.66	県央県土整備 事務所大田事 業所	災害防除工事 拡幅
			後	14.37～ 38.76	126.66		

島根県告示第323号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町三成 1388番 9 地先から同588 番 2 地先まで	前	メートル 14.18～ 34.61	149.36	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	14.18～ 61.11	149.36		
〃	〃	仁多郡奥出雲町三成585 番 2 地先から同1388番 6 地先まで	前	18.38～ 34.95	153.55		道路改良工事 拡幅
			後	18.38～ 67.68	153.55		

島根県告示第324号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	田所国府線	邑智郡邑南町市木96番地先から同182番4地先まで	前 A	メートル 8.09～ 13.60	166.20	県央県土整備 事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 迂回路撤去 ダブルウェイ解消
			B	7.60～ 10.90	186.17		
			後 A	8.09～ 13.60	166.20		

島根県告示第325号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
一般国道	431号	松江市美保関町森山628番9地先から同番11地先まで	メートル 43.00	令和7年 5月23日	松江県土整備 事務所	

島根県告示第326号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
一般国道	488号	益田市匹見町匹見イ1855番1地先から 同イ1857番1地先まで	メートル 92.02	令和7年 5月23日	益田県土整備 事務所	

島根県告示第327号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	美濃地石見横 田停車場線	益田市美濃地町口811番地先から同市川 登町1757番地先まで	メートル 427.34	令和 7 年 5 月 23 日	益田県土整備 事務所	

島根県告示第328号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	田所国府線	邑智郡邑南町市木78番2地先から同192番1地先まで	メートル 226.00	令和7年 5月23日	県央県土整備 事務所	